薬食安発 0701 第 1 号 薬食機発 0701 第 8 号 平成 25 年 7 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長 (公印省略)

厚生労働省医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室長 (公印省略)

心外膜植込み型ペースメーカリードに係る使用上の注意の改訂について

植込み型心臓ペースメーカや自動植込み型除細動器、植込み型両心室ペーシングパルスジェネレータとともに植込まれるペースメーカリードには、心内膜植込み型ペースメーカリード(以下「心外膜リード」という。)の2種類があり、身体の成長期が終了していない小児や、心奇形の場合等には、心外膜リードが用いられることがあります。その際、小児においては、成長を考慮してリードにたわみを設けて留置することがありますが、リードを心表面に留置した場合などで、心外膜へのリードの癒着やたわんだリードによる圧迫により、冠動脈狭窄や心絞扼を生じ、胸痛や心筋虚血、心不全などが発現したとの事例が国内外で報告されています。

これらを踏まえ、今般、心外膜リードを取り扱う製造販売業者に対し、別添のとおり使用上の注意の改訂を指示しましたので、お知らせします。

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された際に、 その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」 (PMDAメディナビ)が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。

以下のURLから登録できますので、ご活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html

問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局安全対策課 TEL:03-5253-1111 (内線 2751, 2758)



薬食安発 0701 第 2 号 薬食機発 0701 第 9 号 平成 25 年 7 月 1 日

(別記1) 代表者 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長 (公印省略)

厚生労働省医薬食品局審査管理課 医療機器審査管理室長 (公 印 省 略)

心外膜植込み型ペースメーカリードに係る使用上の注意の改訂について

心外膜植込み型ペースメーカリード(以下「心外膜リード」という。)を小児に植込む場合には、成長を考慮してリードにたわみを設けて留置することがあり、リードを心表面に留置した場合などで、心外膜へのリードの癒着やたわんだリードによる圧迫により、冠動脈狭窄や心絞扼を生じ、胸痛や心筋虚血、心不全などを発現した事例が国内外で報告されています。

ついては、貴社の製造販売する心外膜リードについて、下記のとおり使用上の注意を改訂するとともに、医療機関等への情報提供の徹底をお願いします。

- 1. 心外膜リードの添付文書の【警告】欄に、以下の内容を記載すること。
 - (1) 小児へ心外膜リードを植込む際、冠動脈の走行に注意すること。また、 成長を考慮してリードにたわみを設ける場合には、可能な限り心表面を 避けるなど、心外膜リードの癒着による冠動脈狭窄や心絞扼を生じない よう十分に注意すること。
 - (2) 心外膜リードの植込み後、リードが冠動脈や心臓を絞扼して心筋梗塞や 心不全等をきたすおそれがあるため、術後は定期的に胸部 X 線写真や心 電図等でリードによる心絞扼がないか確認すること。また、患者に動悸 や胸痛、心不全症状等を認めた場合は、心外膜リードによる心絞扼の可 能性を疑うこと。
- 2. 上記1に従い改訂した添付文書を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「総合機構」という。)の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」に掲載すること。
- 3. 上記1及び2の対応ならびに添付文書の改訂内容について医療機関等に情報 提供した状況について、平成25年8月1日(本通知発出の1か月後)までに、 総合機構安全第一部医療機器安全課宛てに報告すること。
- 4. 承認申請中の心外膜リードについては、添付文書(案)について同様の修正を行う旨を総合機構に申し出ること。

(別記1)

セント・ジュード・メディカル株式会社

大正医科器械株式会社

日本メドトロニック株式会社

日本ライフライン株式会社